

大作戦シリーズ第4弾！

認め合い、支えあう「ふくしの心」を育てよう！

# 「みんなでふくし大作戦！」

詳細 社会福祉課 ☎32-6356 <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/> でみんなでふくし大作戦！ 検索

「みんなでふくし大作戦！」はまちぐるみで福祉に取り組むことを目指します！

## ● キャラクターの愛称と「あいさつ・声かけ運動」の標語を募集 ●

「みんなでふくし大作戦！」キャラクターの愛称と、大作戦事業として実施する「あいさつ・声かけ運動」の標語を募集します。可愛く親しみやすい愛称と身近な人へのあいさつの大切さを呼びかける標語をご応募ください。

募集期間 12月1日(水)～29日(水)  
 応募資格 市内に在住または勤務、通学している方  
 応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、郵送(必着)またはファクス、Eメール、ホームページ入力フォームで  
 結果発表 広報とまこまい2月号、ホームページで



愛称募集キャラクター

- キャラクター愛称1点=賞状、副賞(図書券5千円)
- あいさつ、声かけ運動標語
  - 最優秀賞1点=賞状、副賞(図書券5千円)
  - 優秀賞1点=賞状、副賞(図書券3千円)

ハート(心)をモチーフに温かく包み込むイメージで誕生しました

## ● ボランティア活動事例の募集 ●

皆さんの活動事例や周りで実践されている活動事例の募集を行い、ボランティアの普及活動、意見交換、仲間づくり、情報交流を行うことで、「ふくしの心」、「ふくしの絆」を育てます！

募集期間 12月1日(水)～29日(水)  
 応募資格 市内でボランティア活動をしている個人またはグループ  
 応募方法 応募用紙に活動内容を記入し、写真、新聞記事、会報などの参考資料を添えて郵送(必着)で  
 発表 広報とまこまいやホームページで紹介するほかパネルを作成し、展示する予定です



その他 応募用紙は市役所1階社会福祉課で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。また、応募作品の著作権などの権利は「みんなでふくし大作戦！」推進委員会に帰属します。なお、応募作品は返却しません  
 応募先 みんなでふくし大作戦！推進委員会事務局 ☎32-6340 ☎31-4526 ✉kaigo@city.tomakomai.hokkaido.jp

# 行政改革ってなに？

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/> で行革 検索 詳細 行政改革推進室 ☎32-6169

現在、市では行政改革に取り組んでいます。行政改革とは「市役所を改革する」ことですが、どのような改革をするのでしょうか？行政改革についてシリーズでお知らせします。

## 第3回 苫小牧市の行政改革 (Part2)

市では平成以降の急激な社会情勢の変化の中、財政の立て直しのために市の組織や事務事業を早急に変える行政改革が必要になり、平成9年度から行政改革大綱とそれに基づく行政改革推進計画を策定し、本格的な行政改革に取り組んできました。

### 行政改革大綱の策定【平成9年度】

内容は平成9年度からの約10年間に取り組むべき8項目の行政改革です。

- 1 事務事業の見直し
- 2 時代に即応した組織・機構の見直し
- 3 定員管理および給与の適正化
- 4 職員の能力開発と職場の適正化
- 5 情報化の推進などによる市民サービスの向上
- 6 公共施設の設置および管理運営
- 7 市民サービスの向上と市民参加
- 8 財政の健全化

大綱に基づいて  
推進計画を策定

### 行政改革推進計画の策定

計画は行政改革推進懇話会を開催し、市民意見を反映して策定しました。

- 平成9年度～12年度 = 第1次行政改革推進計画
- 平成13年度～16年度 = 第2次行政改革推進計画
- 平成17年度～21年度 = 第3次行政改革推進計画

### 行政改革の実施

### 1次～3次行政改革推進計画の取組内容

厳しい財政状況を立て直すため、職員数・給与費の削減、民間委託の推進、経費縮減などの量的削減を目標にしました。特に第3次行政改革推進計画では、市政始まって以来最悪の財政状況におちいていたことから、正規職員267人の削減(病院医療技術職を除く)や市営バスの民間移譲の決定、公共施設への指定管理者制度の導入などを実施しました。



# CloseUp

地域のきずなや住みよいまちづくりのために



# 町内会や自治会活動に参加してみませんか？

詳細 市民生活課 ☎32-6303 町内会連合会事務局 ☎32-7111

苫小牧市内では86の町内会や自治会が組織され、それぞれが独自にその地域に合った活動を行っています。しかし、現在の町内会加入率は67%と低迷し、地域活動の継続が危ぶまれています。町内会や自治会の活動に参加して住みよい地域づくりに取り組んでみませんか？

## ● 町内会・自治会ってなに？ ●



地域の「町内会」や「自治会」は、お互いに助け合い、きずなを深め、安心して暮らすことのできる地域づくりのために住民が自主的に組織し、活動している市民団体のことです。

## ● 運営はどうなっているの？ ●



町内会や自治会は、会員の皆さんから頂く会費や市の補助金などを財源として運営されています。会にはそれぞれの規約があり、事業の内容(事業計画)やお金の使い方(予算)について、年度当初に会員による総会を開いて公正に決められています。また、住民に代わって仕事をする町内会役員も、住民の中から選挙によって選ばれます。選ばれた役員や行事に携わる人は、地域のためにボランティアで仕事をしています。

## ● 参加するにはどうしたらいいの？ ●



町内会や自治会への参加には、入会金や難しい手続きはありません。入会是最寄の町内会の役員や町内会連合会事務局、または市民生活課に連絡してください。

## ● 活動に参加してみませんか？ ●



一人ひとりの力は小さくても、地域全体がまとめれば大きな力になります。町内会や自治会の活動に参加して安心して暮らすことのできる地域づくりに参加してみませんか！

## ご意見・ご質問はこちらまで

町内会連合会事務局(市民活動センター内) ☎32-7111(代表)  
 市民生活課(市役所南庁舎2階15番窓口) ☎32-6303(直通)

# クローズアップ

## 町内会の主な活動

右の活動はほんの一例で、町内会ではさまざまな活動を行っています！

地域内のごみ拾いや清掃、廃品回収などを行っています！



街路灯の設置・管理や防犯パトロールなどを行っています！



敬老会の開催や高齢者の安否確認などを行っています！



未来を担う子供たちのために子ども会活動を行っています！



登下校時の交通事故防止のため、安全マップの作成や交通安全指導などを行っています！



まつりや運動会など四季折々のイベントを開催して親睦を図っています！



自主防災組織などを結成し、地域で防災訓練を実施しています！

